

○「市政へのアイデア・意見」実施要綱

平成26年3月31日

告示第66号

改正 平成27年3月20日告示第48号

平成27年9月1日告示第158号

平成28年1月6日告示第3号

「市長への手紙」実施要綱（平成14年12月直方市告示第154号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、広聴活動の一環として市政に関するアイデア・意見・提言（以下「意見等」という。）を発信する機会を市民に提供し、有用な意見等の市政運営への反映に努めるため、「市政へのアイデア・意見」制度を設け、その運用に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、「市政へのアイデア・意見」とは、一般市民から寄せられた市政に関する具体的な意見等をいい、市が指定する様式（様式第1号）その他の文書により寄せられるものをいう。

（意見等の回覧）

第3条 広聴活動担当部長は、「市政へのアイデア・意見」による意見等を受領したときは、遅滞なく市長に回覧し、指示を受けた後、意見等を所管する部長（以下「所管部長」という。）にあて、当該意見等を送付するものとする。

2 前項に規定する意見等の回覧については、「市政へのアイデア・意見」の報告について（様式第2号）により、意見等の送付については、「市政へのアイデア・意見」の送付について（通知）（様式第3号）により行うものとする。

3 意見等が次の各号に該当するものは、回覧後の処理は行わない。

- (1) 個人又は団体を誹謗中傷するもの
- (2) 市の事務と関係のないもの
- (3) 政治活動又は宗教活動に関するもの
- (4) 現在係争、審査請求中のもの
- (5) 偏見及び差別的な内容が記載されているもの
- (6) 営利・営業目的であるもの
- (7) 内容が解釈できないもの

- (8) 公序良俗に反するもの
- (9) 過去に寄せられた意見等と同一の趣旨のもの
(回答及び公開)

第4条 寄せられた意見等については、原則回答及び公開はしないものとする。
(重要意見等の処理及び管理)

第5条 意見等の送付を受けた所管部及び政策所管部は、政策提案該当の有無について、意思表示を行うものとする。

2 前項の意思表示の結果を参考に庁議において、政策提案該当の有無を協議し決定する。

3 前項の規定にある政策提案に該当するものは、政策担当課において進捗管理するものとする。

(進捗状況の公表及び管理)

第6条 前条の規定に基づき、政策提案に該当するものについては、第4条の規定にかかわらず、その進捗状況を定期的に公表するものとする。

2 前項の規定により公表するときは、市庁舎1階ロビーに1か月間掲示し、市ホームページには3か月間掲載するものとする。

(他の執行機関に対する意見等)

第7条 他の執行機関への意見等に関しては、その内容を他の執行機関へ通知する。
(庶務)

第8条 「市政へのアイデア・意見」の庶務は、広聴活動担当課において行う。
(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月20日告示第48号)

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年9月1日告示第158号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成28年1月6日告示第3号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。